

▽▲日本船主協会外航労務部会と協議会(安全)を開催▲▽

★最優先は船員の安全★ High Risk Area の設定見直しに合意

全日本海員組合と日本船主協会外航労務部会は、緊張状態が続いている紅海周辺海域の情勢に伴い、2024年2月16日に協議会(安全)を開催し、IBF中央合意内容を踏襲した内容で紅海南部のHigh Risk Area設定を見直すこととし、2024年2月16日0時01分(世界協定時)からの適用開始に合意した。

紅海南部は依然としてイエメンの親イラン武装組織フーシ派などによる攻撃により民間商船への被害が続いており、極力当該海域への就航を見合わせる対応が取られている。本組合は船員と船舶の安全を最優先に、引き続き当該海域の情勢を注視しつつ、情勢変化があった場合には、直ちに必要な対応を取っていくこととしている。

-主な見直し内容-

①	指定範囲を、海上安全輸送回廊(MSTC)を含むバブ・エル・マンデブ海峡とアデン湾を包含する海域に拡大
②	船員の就航拒否権を認める
③	就航拒否した船員の会社負担による本国送還および基本給2ヶ月分の補償を認める。 ただし、会社が船員を別の船舶に転船させる場合、補償は適用されない

「海員だより」